

様式1 厚木市報道資料 (制度、その他一般等)		発 信 日	
		令和2年5月18日	
1	件 名	小・中学校臨時休業児童・生徒食費負担軽減事業について	
2	概 要	要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学校給食の代わりに負担した食費の一部について、児童・生徒一人当たり一律1万円(給食費の月額2カ月相当分)を支給します。	
3	目 的	小・中学校の臨時休業に伴う就学援助受給世帯の負担軽減を図ります。	
4	背 景	就学援助受給世帯においては、小・中学校の臨時休業に伴い、学校給食の代わりに食費の負担が課題の一つとなっています。	
5	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	学校給食の代わりに負担した食費の一部を補助することにより、要保護及び準要保護児童生徒の保護者の負担軽減だけでなく、精神的な安心感にもつながることを期待しています。 対象児童生徒 3,300人	
6	予 算	小・中学校 33,000千円	
7	問合せ先	部課名	学校教育部 学務課
		電話	(046) 225-2650